

第3部 あま市成年後見制度利用促進  
基本計画

## ■ 第3部 あま市成年後見制度利用促進基本計画 ■

### 1. 計画の性格

#### (1) 計画策定の背景

成年後見制度は、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的として、平成12年（2000年）から制度が始まりました。

今後、認知症高齢者や単身高齢者・障がい者世帯の増加が見込まれる中、ますます成年後見制度の利用のニーズは高まってくると考えられます。

成年後見制度の課題として、利用数が増加しているものの、その利用者数は認知症高齢者等の数に比較して著しく少なく、利用の促進と支援体制の整備が急務となっています。

そこで、国は、平成28年（2016年）5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）を施行し、平成29年（2017年）3月には、成年後見制度利用促進基本計画を定め、今後の成年後見制度の利用促進に当たり、ノーマライゼーション※や自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念が調和した、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることとしました。

※ノーマライゼーション：障がいのある人が障がいのない人と変わらない普通の生活を送ることができる社会へ改善することであり、地域社会が同じ市民として障がいのある人を受け入れ、人権を擁護し、十分に成熟した社会を作ろうとする思想。またそれに向けた運動や施策。

#### ■ 人口と高齢者の状況（平成30年（2018年）4月1日現在） （人）

| 人口     | うち65歳以上人口 |
|--------|-----------|
| 88,673 | 23,145    |

資料：市民課

■要介護度ごとの認知症自立度（平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在）（人）

| 認知症自立度 | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 計     |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自立     | 280   | 300   | 94    | 114   | 52    | 31    | 22    | 893   |
| I      | 132   | 238   | 115   | 154   | 51    | 58    | 20    | 768   |
| II a   | 19    | 17    | 138   | 58    | 36    | 15    | 7     | 290   |
| II b   | 28    | 10    | 322   | 203   | 102   | 92    | 42    | 799   |
| III a  | 1     | 1     | 28    | 91    | 147   | 115   | 82    | 465   |
| III b  | 0     | 0     | 4     | 17    | 33    | 42    | 22    | 118   |
| IV     | 0     | 0     | 1     | 5     | 18    | 67    | 106   | 197   |
| M      | 0     | 0     | 1     | 4     | 4     | 18    | 13    | 40    |
| 未登録    | 2     | 1     | 6     | 4     | 0     | 1     | 1     | 15    |
| 計      | 462   | 567   | 709   | 650   | 443   | 439   | 315   | 3,585 |

資料：高齢福祉課

■療育手帳所持者の状況（平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在）（人）

| A（重度） | B（中度） | C（軽度） | 計   |
|-------|-------|-------|-----|
| 231   | 145   | 209   | 585 |

資料：社会福祉課

■精神保健福祉手帳所持者の状況（平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在）（人）

| 1 級（重度） | 2 級（中度） | 3 級（軽度） | 計   |
|---------|---------|---------|-----|
| 109     | 550     | 153     | 812 |

資料：社会福祉課

■名古屋家庭裁判所が管理するあま市内の被後見人等数（平成 29 年（2017 年）12 月 31 日現在）

| 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|----|----|----|------|
| 73 | 7  | 4  | 0    |

資料：名古屋家庭裁判所

## (2) 本計画の根拠

国の成年後見制度利用促進基本計画は、促進法第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用促進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されるものであり、成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画に位置付けられます。

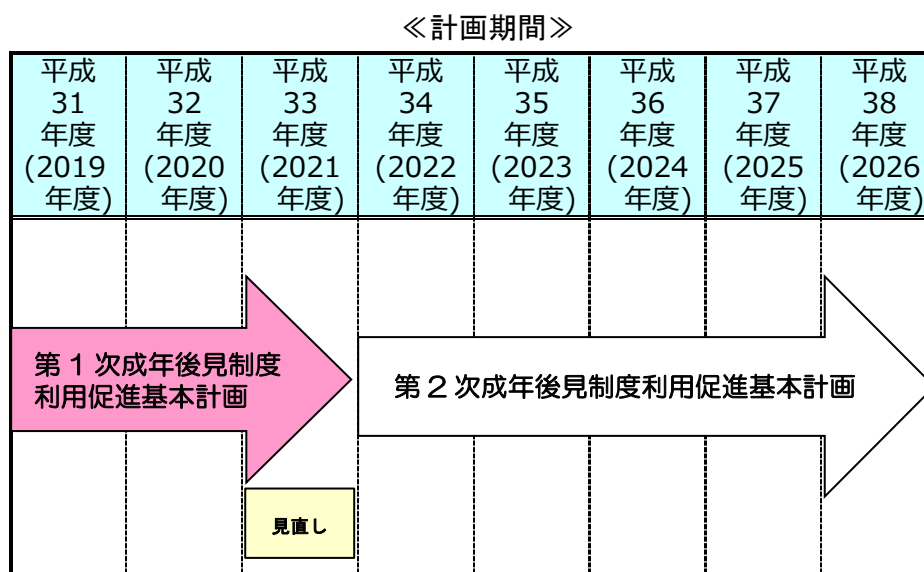
促進法第 23 条第 1 項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

## (3) 計画の位置づけ

本計画は、市総合計画、地域福祉計画等既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、認知症高齢者や障がいのある人等の権利擁護支援のための計画として位置付けます。

## (4) 計画の期間

本計画は、国の成年後見制度利用促進基本計画の対象期間を念頭に平成 31 年度（2019 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 3 か年とします。第 2 次計画については、平成 34 年度（2022 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 5 か年の計画期間を予定しています。



## 2. 基本的な考え方

成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方を検討していく必要があります。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質を向上するために財産を積極的に利用するという視点に欠ける等の硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることがあり、今後一層、身上の保護を重視する観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が必要となります。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していく必要があります。

## 3. 基本理念

本市でも、我が国の現状と同様に認知症高齢者や高齢者等のひとり暮らし世帯の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要な方への対応が求められています。

本市の成年後見制度利用支援事業の利用実績については、平成 27 年（2015 年）から平成 29 年（2017 年）までの 3 年間で 4 件となっており、高齢者等人口に対して決して多くはありませんが、今後の支援ニーズ増加への対応を考えていく必要があります。

そのため、本市では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視等基本的な考え方を踏まえた上で、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築を進めていきます。また、平成 32 年度（2020 年度）中に中核機関と協議会事務局の機能を持った「権利擁護支援センター」の設立を目指していきます。

本市では、計画の基本理念として、「地域で安心して暮らすことができる権利擁護のまち」とします。

## 基本理念

**地域で安心して暮らすことができる権利擁護のまち**

## 4. 基本目標

本計画の基本目標を、「地域連携ネットワークづくりの推進」、「権利擁護に関わる体制の整備・推進」の2つとし、基本目標のもとに施策・事業を展開していきます。

### 1. 地域連携ネットワークづくりの推進

本市においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向けて、保健・医療・福祉だけでなく司法等を含めた体制づくりを進めていきます。

### 2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進

既存の地域福祉に関するネットワーク等による地域資源の連携や地域福祉計画等に沿った既存施策との横断的・有機的連携を図ります。

また、成年後見制度の利用助成に関する検討を行っていきます。

## 5. 計画の体系

| 基本理念                         | 基本目標                | 施策・事業                    |
|------------------------------|---------------------|--------------------------|
| 権利擁護のまち<br>地域で安心して暮らすことができよう | 1. 地域連携ネットワークづくりの推進 | (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 |
|                              |                     | (2) あま市権利擁護支援センター(仮称)の設立 |
|                              | 2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進 | (1) 地域資源の活用と連携           |
|                              |                     | (2) 成年後見制度の利用助成に関する検討    |

## 6. 施策・事業

### 1. 地域連携ネットワークづくりの推進

#### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

本市においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

##### ① 基本的な考え方

地域連携ネットワークの以下の3つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組みを構築していきます。

##### ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

##### イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

##### ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

##### ② 基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めていきます。

##### ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

##### イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

### ③地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げる、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備を進めるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮していきます。

地域連携ネットワークや中核機関の機能については、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていきます。

#### ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動を地域において活発に行われるよう配慮します。
- 任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

#### イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制の構築に努めます。
- 各団体・機関等の関係者からの相談対応、後見等二ーズの精査、見守り体制の調整等に努めます。

#### ウ) 成年後見制度利用促進機能

- (a)受任者調整（マッチング）等の支援
  - 親族後見人候補者の支援
  - 受任者調整（マッチング）等
  - 家庭裁判所との連携

#### (b)担い手の育成・活動の促進

法人後見の担い手の育成・活動支援

#### (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化される必要があり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等に努めます。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要な高齢者・障がい者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるよう努めます。



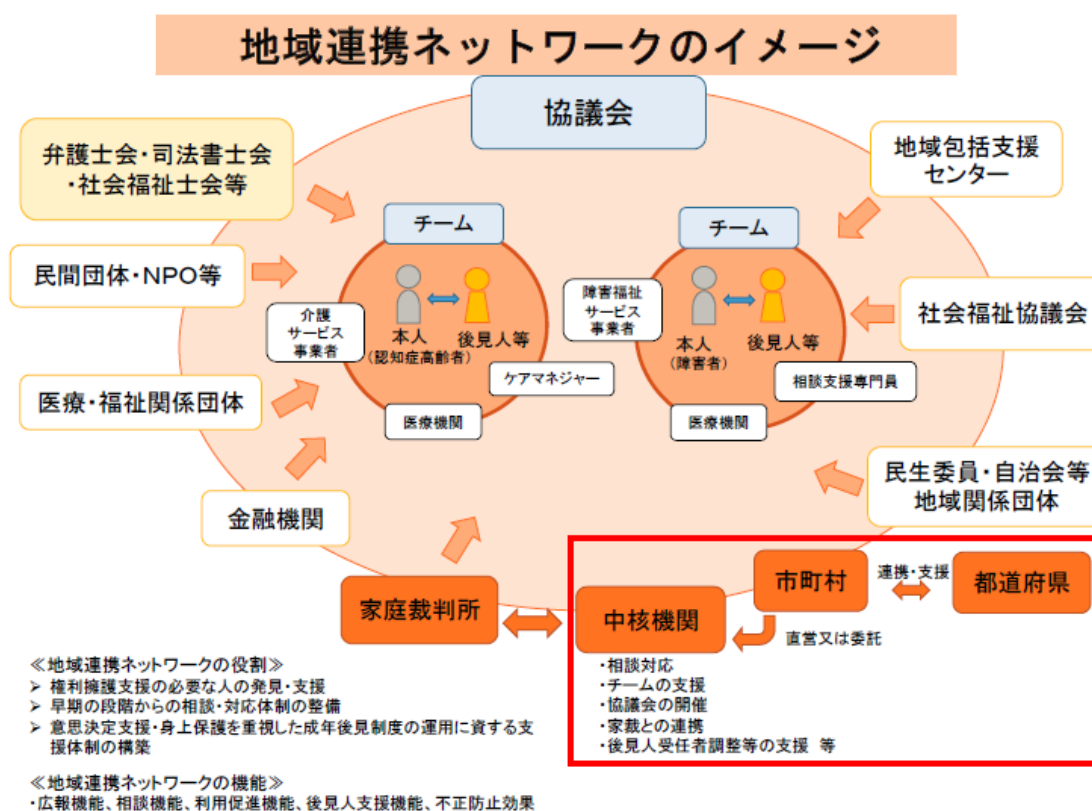
## 工) 後見人支援機能

○中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制づくりに努めます。

○中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう後見人を支援するよう努めます。

## オ) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多いとみられるため、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することにより、不正の発生を未然に防止するよう努めます。



## **(2) あま市権利擁護支援センター（仮称）の設立**

### **①基本的な考え方**

本市においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、中核機関と協議会事務局の機能を持たせた「権利擁護支援センター」の設立を目指していきます。

具体的な検討は、平成 30 年度(2018 年度)から平成 31 年度(2019 年度)途中にかけて庁内関係部局他担当者による「権利擁護支援センター設立検討会」で協議したのち、平成 31 年度(2019 年度)後半から外部有識者による「権利擁護支援センター設立準備委員会」を設置して行う予定としています。

## **2.権利擁護に関わる体制の整備・推進**

### **(1) 地域資源との連携**

本市の権利擁護の取組として、虐待等防止ネットワーク協議会では、個別ケース検討、街頭啓発活動、研修、講演会等様々な活動を行っています。その他、高齢福祉を中心とした地域包括ケアシステムづくりの取組等多くの地域資源があります。

そのため、こうした権利擁護に取り組む地域資源の連携を図ることにより、活用につなげていくよう努めます。

### **(2) 成年後見制度の利用助成に関する検討**

高齢福祉における地域支援事業と障がい福祉の地域生活支援事業として成年後見制度利用支援事業があります。

利用助成については、現在、市長申立費用の助成及び成年後見人等の報酬の助成を行っています。今後は、親族・本人申立費用の助成についても検討していきます。